CHIYODA Yes, We love.
教育と文化のまち千代田区

広報 千代田

6/5 NO.681
昭和60年（毎月5日・20日に発行）
発行：東京都千代田区
〒102千代田区九段南1-6-11 ☎264-0151（代）
編集：千代田区企画部広報課

千代田区のいま
▶千代田区の人口密度
1㎢あたり4,974人
・人口 57,299人
・面積 11.52㎢
▶23区の平均人口密度
1㎢あたり13,792人
・人口 8,223,199人
・面積 596.23㎢
（人口は昭和60年1月1日現在です）

みんなでつくろう、わたしたちのまち

基本計画改定プロジェクトチーム 報告書のあらまし

基本計画改定の考え方

基本構想〔区政運営の基本方針〕
- 基本目標『活気と安らぎのある調和のとれたまち』
- 基本的課題 ・夜間人口の減少防止 ・区民の生活環境の改善・向上 ・区民福祉の向上
- 目標年次 昭和60年代半ば

（昭和53年6月議決）

現行基本計画
昭和55年1月策定
54～63年度

改定基本計画
〔長期的・総合的な行財政計画〕
計画期間（60～67年度）

実施計画
〔具体的な3か年の行財政計画〕
- 計画期間 3か年を毎年改定

実施
- 事業を予算化し実施

事務事業の総点検

〔基本計画改定の背景〕
- 現行計画の達成状況（80%）
- 「教育と文化のまち千代田区」宣言
- 人口減少の続行
- 区政をとりまく社会情勢の変化（高齢化、情報化、国際化など）
- 低成長経済の定着化と財政フレームの見直し
- 国・都等の動向の変化

〔基本計画にともなう区政の基本課題〕
1. 人口対策と区民主体による魅力あるまちづくり
2. 高齢化社会への対応と区民福祉の充実
3. 地域にねざした教育と個性豊かな区民文化の創造
4. 地域特性を生かした商工業の発展と活力あるまちづくり
5. 情報化社会への対応と区民参加の促進
6. 国、都への協力要請と民間及び近隣自治体との連携強化

千代田区では、今、基本計画の改定作業を進めています。

このたび「プロジェクトチーム」の〝報告書〟ができあがりました。

今後、みなさんのご意見や区議会での審議をとおして、区の計画としていきます。これまでも、みなさんの意見を下図のとおり、いろいろ伺ってきましたが、この〝報告書〟についても、ご意見をお寄せください。

千代田区議会での審議

昭和58年11月	ハガキによるアンケート
59年3月	世論調査・グループインタビューの実施
59年3月	「教育と文化のまち千代田区」宣言
59年11月	区議会による区民集会
59年12月	改定の基本的考え方（「区のお知らせ」）

区民
・各種調査（老人実態・産業動向調査など）
・区政懇談会、地区別懇談会などの広聴活動

〈これからの予定〉

60年6月	・区民のみなさんのご意見 ・議会での審議
	新しい基本計画の決定（7月） 新しい基本計画の完成（9月）

❶ 基本計画改定の意義と目的

千代田区は、『千代田区基本構想』（昭和53年6月議決）に掲げる計画の目標及び基本的施策を実現するため、昭和54年から昭和63年を計画期間とする「千代田区基本計画」を昭和55年1月に策定しました。

この基本計画は、策定以来、5年がたちこれまで6回の実施計画の改定を通して多くの事業が具体化され区民福祉の向上に大きな成果をあげてきました。

この間、区政をとりまく状況に大きな変化があったことなどから、いろいろな角度から見直しの必要性が生じています。その変化とは、

①『教育と文化のまち千代田区』宣言を行い、新たな視点から〝千代田区の魅力あるまちづくり〟に向けて一歩あゆみだしたこと。

②高齢化社会の進行、情報化、国際化社会の進展、区民意識の多様化など区政をとりまく社会的環境が変化していること。

③低成長経済の定着化のもとで、各種の施策を進めるため裏付けとなる財政収支の見通しを見直す必要があること。

④特別区制度改革・行政改革の動きや国・都における諸計画の策定など千代田区をとりまく情勢が大きく変化してきていること――などです。

❷ 改定基本計画の性格と構成

●改定基本計画の性格

今回改定される基本計画は、新たな視点と長期的展望に立って現行計画を見直し、これから区が行う施策の基本的な考え方、方向等を明らかにするものです。

●改定基本計画の期間

昭和60年度を初年度とし、昭和67年度までの8年間です。

●改定基本計画の構成

改定基本計画は、「領域別計画」と「地域別計画」からなっています。

▼ 領域別計画は、区が取組むべき具体的な施策を、①都市基盤、②区民生活（住居、社会福祉、学校教育などの10の小領域）③中小企業、④条件整備の領域に分けて体系化しています。

▼ 地域別計画は、今回、新たに策定するもので、区民にとってより身近な課題を4つの地域ごとに分けて明らかにし、地域特性を生かした総合的なまちづくりを進めていくための基本的指針とするものです。

❸ 基本計画改定における区政の基本課題

■1 人口対策と区民主体による魅力あるまちづくり

夜間人口の減少や業務地化の進行などが、依然として続く状況の中にあって、都心にふさわしい文化の香り高いまち、そして、ひとの住むまち・住めるまちづくりが重要かつ緊急な課題となっています。

■2 高齢化社会への対応と区民福祉の充実

現代は、人生80年時代といわれ、老後は、もはや余生としてとらえるのでなく、長い人生の生き方そのものが問われる時代を迎えています。

こうした状況の中で、誰もが生き生きとした生活を送り、人間尊重の社会を築くことができるよう、きめ細かな対応をこれまでにも増して進めていくことが重要です。そして、行政、個人ならびに企業が、役割りに応じて責任を分担しながら、高齢化社会に対応した区民福祉の向上に取組んでいく必要があります。

■3 地域にねざした教育と個性豊かな区民文化の創造

私たちのまち千代田区は、江戸の昔から日本の首都、東京の中心として繁栄、発展してきました。

私たちは、『教育と文化のまち千代田区宣言』の趣旨をふまえ、改めて、このまちをわがまちとして考え、本区の個性を生かした豊かな教育と区民文化を創りあげ、つぎの世代に引き継いでいかなければなりません。

■4 地域特性を生かした商工業の発展と活力あるまちづくり

千代田区は、大企業や官公庁の中枢管理機能が集中し、日本経済の〝要〟となっています。一方、中小規模事業所も非常に多く、地域経済の根底や、地域活力の源となっています。

これら中小企業、なかでも商工業の発展を図るためには、企業自身の努力はもとより、地域の特性を生かした産業の育成、働きやすい環境づくり及び区民の消費生活の向上を図り活力あるまちづくりを推進していく必要があります。

■5 情報化社会への対応と区民参加の促進

コンピューター、通信技術の発展を背景に、情報システムが経済、社会、家庭、個人など区民生活のさまざまな分野に大きな変革をもたらしつつあります。

そこで、OAやニューメディア（新しい情報媒体）を有効に活用して事務処理の効率化に努めるとともに、広報・広聴活動の充実や情報公開を進め、区民サービスの向上及び区民参加を一層推進していく必要があります。

■6 国・都への協力要請と民間及び近隣自治体との連携強化

新しい基本計画を効果的に推進するためには、区民、区議会と一体となって、進めていく必要があります。また、国、都及びその関係機関、近隣自治体さらに民間団体への協力要請や相互の連携強化を積極的に図っていく必要があります。

ご意見、ご要望は、企画部企画課までどうぞ！

※2～3ページに関連記事を掲載。

領域別計画 暮しよい生活をめざして

区民のみなさんが、日常生活を送っていくには、さまざまな分野が関係しています。そこで、『千代田区基本計画』では、区民生活に関する分野（領域とよんでいます）を、つぎのように分類しそれぞれに、『現状と課題』を述べるとともに、これからの『施策の方向』について述べています。
※本文中、「」内は、今回計画している事業です。

領域
★都市基盤
★区民生活 ── 住居、快適、利便、健康 / 安全、学校教育、社会教育 / 余暇、消費、社会福祉
★中小企業
★条件整備

都市基盤 計画的なまちづくり

千代田区は、都市化が全区域に及び、地価の高騰、業務機能の集中、夜間人口の減少が続いています。

こうした状況のもとで、首都の中心にふさわしい、文化の香り高い「ひとの住むまち、住めるまち」づくりをめざしていくには、いままで以上に総合的な土地利用対策に取組む必要があります。そのため、区民はもとより、企業の参加と協力を求めて、まちを構成するひとびとが不可欠です。そして、国、都との密接な連携のもとに、新たな発想や手法を積極的に検討し、地域の特性を生かしたまちづくりを進めていくことが、課題解決への方策です。

〔施策の方向〕
●総合的視点にたち、かつ地域の特性を生かしたまちづくりを進めるため、住民、企業の参加のもとに「街づくり方針」を策定します。
●住宅地は、これ以上業務化が進まないよう、また、住商工混在地は、敷地の共同利用、中高層化など進めていきます。
●「秋葉原地域整備構想の策定」
●専門コンサルタントの派遣」
●「敷地共同利用促進事業への助成」など。

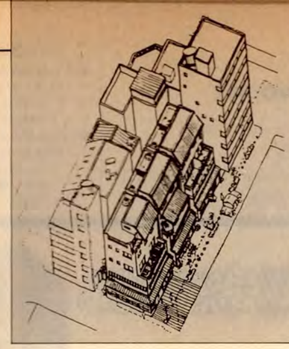

区民生活

快適なすまい 住居

歴史に培われた千代田の文化を継承し、活気と魅力あるコミュニティをつくっていくには、人口の定着と呼び戻しが必要です。

そのために、生活の基盤である良好な住宅を確保していきます。

〔施策の方向〕
●「区営住宅の建設」や公共住宅の建設を促進します。
また、民間住宅建設の技術援助や資金の助成を行います。
●「住宅資金の融資あっせん」
●「住宅を含む共同建築事業への助成」など。

緑ある美しいまち 快適

まちづくりに、やすらぎやうるおい、すがすがしさなど地域の快適さを求めていくことは重要なことです。そのためには、残された自然を保全し地域の環境を守り育てていく生活行動ルールづくり、さらには歴史的景観の保存などへの取組みが必要です。

それは、『教育と文化のまち千代田区宣言』に述べられている文化の香りあふれるまちづくりへのワンステップでもあります。

〔施策の方向〕
●緑ある快適な街なみをつくるため、「公共施設の緑化」「街路樹、緑地帯の整備」などを進めていきます。
●すぐれた街の中のデザインなどを顕彰する「千代田都市景観賞」を設けます。
●「水辺の緑化推進」
●「公園の改良、整備」
●「公害測定機器の整備」など。

便利なまち 利便

都心の千代田区では、交通機関と道路は整備されているといえます。しかし、こどもや身体障害者などに対する配慮が不十分であり、特に鉄道における駅舎、通路などに対策が望まれます。

また、道路についても、裏通りなど生活に密着したところでは、歩行者や地域に対する配慮が不十分です。

今後は、利用のしかたに応じた改善や地域特性を考慮した整備を進めます。

〔施策の方向〕
●公共交通機関に対し、利用のしやすさと安全面について、施設改善を要請します。
●「道路の改修」
●「コミュニティ道路の整備」など。

じょうぶな身体 健康

都市化に伴う健康への悪影響や高齢化の進行、さらには食生活の変化などから、病気の種類や症状が複雑、多様化してきています。

こうした状況の中でも、区民自らがさらに健康への自覚を高めていくことが必要です。

そのため、地域での健康づくりができるよう助言や健康増進施設の整備を進めます。

また、生涯を通しての健康づくり対策や疾病の予防、治療、さらには社会復帰の促進を図るなど総合的な健康管理体系を確立していきます。

〔施策の方向〕
●多くの区民に健康診査の機会を提供し、健康思想の普及を図るため「区民健康診査」を充実していきます。
●「健康手帳の発行」
●「公衆浴場の確保」
●「麹町保健所の改築」など。

生命と財産をまもる 安全

区民の暮らしの安全を守ることは区政の重要な課題です。各種の災害に対して、「自分達のまちは自分達で守る」との自主防災意識を強化することが必要です。

そのために、関係機関との密接な連携を図るとともに、昼間人口や事業所をも含めた自主防災行動力の強化を図っていくことが必要です。備蓄物資、食料や飲料水などの確保や利用協定等をさらに推進することも必要です。

さらに、千代田区の街自体を災害に強い構造にしていくため、各種の街づくり施策を活用していくことは何よりも重要です。

〔施策の方向〕
●区民及び事業所等の防災意識を高めるため、防災組織の育成、さらには、備蓄物資等の確保を図り、協力体制を充実していきます。
●災害に強い街づくりを進めるため、「橋梁の整備」「道路の透水性の強化」「公共施設の保水、遊水機能の強化」を図ります。
●「防災行政無線の整備」
●「歩道、街路灯の整備」など。

ゆとりある教育 学校教育

学校は、こどもたちが心身ともに健康で、たくましく生きる力を身につける教育を推進する役割を担っています。

こどもたちが基礎的学力の習得や、個性、能力に応じた教育が受けられ、充実した学校生活が送れることが必要です。

このため、教師とこども、こども同士の心のふれあいを重視しつつ、教育内容、方法に創意工夫を加え、施設や指導体制など教育諸条件の整備を図っていきます。

また、家庭教育、社会教育と密接な連携を保ちつつ、地域に開かれた学校づくりを推進していきます。

〔施策の方向〕
●教育効果の向上を図るため、学校規模の適正化について調査・検討します。
●自然の中での移動教室や、地域社会との交流を推進する福祉教育を進めるほか、国際化社会に適応できるこどもを育成するため、海外交流教育を推進します。
●「校舎・園舎の整備」
●「校外施設の整備」など。

ゆたかな教養 社会教育

科学技術の進歩や社会経済の激しい変化の中で、新しい知識の習得が求められています。また、ひとびとは精神的、内面的な充実を重視するようになっています。

こうした背景から、区民の生涯学習への要望は強く、さまざまな自主的学習やスポーツ活動のための条件を整備していく必要があります。

また、生涯学習は、郷土愛をはぐくみ、地域社会を活性化させ、区民生活をより豊かなものにすることにつながるものです。

そのため、家庭や学校、地域社会はもちろん、職場や民間教育機関、専門研究機関等と連携を図り、生涯学習を進めます。

〔施策の方向〕
●社会教育活動の場を確保するため、学校の活用や、「花小金井、七生体育施設の整備」、「図書館の整備」などを進めます。
●郷土文化の保存、育成を図るため、「郷土資料室の整備」、「文化財記録ビデオの作製」を行い、また、「ふるさと文化の散歩道」を設置していきます。
●「講座・講習会の開催」
●「区民スポーツ大会の開催」など。

生きがいのある生活 余暇

週休二日制の普及や日常生活の質的変化、さらに平均寿命の延長により、区民が自由に使える時間が増えてきています。この自由時間の過し方は、ひとによって多種多様であり、各人の判断にゆだねることが基本です。そこで、身近な環境では得られない自然体験や、手軽に散策、休息できる場、さらにひとびととふれあうことのできる機会と場の提供をしていきます。

〔施策の方向〕
●自然に親しみながら自由に活動したり交流を深めることができるよう、「自然休養村」や「区民高原施設」を建設していきます。

消費生活の安定と向上 消費

消費生活の安定と向上は、日常生活を営む上で重要な要素です。そのためが、国、都と連携を図りながら、生鮮食品の供給を確保するなど、区民の消費生活の安定を図っていきます。

〔施策の方向〕
●消費生活の安定確保のため、特売事業を推進するとともに、区内中小企業との連携のもとに「青空市を開催」します。
●「消費者モニターの実施」

▲（仮称）千代田区立軽井沢高原施設（少年自然の家）

活気とやすらぎのあるまちをめざして

中小企業 活気あふれるまちに

だれもがしあわせに 社会福祉

現代は、すべてのひとが、それぞれの時期に応じて、福祉サービスを必要とする社会となっています。また、その内容も、金銭や物の支給などから、労力の提供や心のふれあいなどを求めるように変ってきています。

特に、これからは、高齢化社会に対応した、きめ細かな福祉サービスに重点を置く必要があります。そのため、行政はもとより、家族や地域社会の役割が重要であり、さらに、事業所やそこに働くひとびとの理解と協力も欠くことができません。したがって、地域全体としての〝福祉のまちづくり〟の観点に立った、新しい社会福祉システムづくりを推進していきます。

〔施策の方向〕
生活基盤の保障
●高齢者、心身障害者の介護充実を図るため、入所施設の整備を国、都に要望するとともに、寝たきり老人のための特別養護老人ホームを整備していきます。
自助・自立の援助
●寝たきり、ひとり暮らし老人、心身障害者の日常生活の利便や介護者の負担の軽減を図るため、「財産保全サービス」「生活実習教室」など、在宅サービスを充実します。
福祉のまちづくり
●福祉に対する要望の拡大と多様化に対応するため、民間の活力を利用した福祉サービス供給制度を確立していきます。
●「保育所・児童館の整備」
●「デイ・ホーム事業の拡充」
●「ひとり暮し老人のつどいの実施」
●「生活環境整備の推進」など。

活気あふれるまちに

●中小企業の振興

千代田区には、歴史的伝統のある産業をはじめとした中小規模事業所が多数存在しています。しかし、これらの中小企業をとりまく社会経済情勢の変化は厳しく、特に夜間人口の減少、地価の高騰などは、深刻な影響を及ぼしています。

このような状況の中で、中小企業は、区民の生活必需品やサービスを提供しており、その事業主、勤労者の多くは、区民として地域活動の中心的役割を果たしています。

今後、区としては、中小企業のもつ機動性、創造性に即したきめ細かな施策を行っていきます。併せて、地域産業の発展や商店街の繁栄を図っていくため、まちづくりの視点にたって地域特性を生かした商店街づくりを進めていきます。

〔施策の方向〕
●「まちづくりを加味した商店街や地域産業の振興を図るため、組織化を推進し、「団体融資」や、「モデル商店街制度」の充実をしています。
●中小企業の経営の安定を図るため、区内在住事業主への配慮をした「商工融資事業」を推進していきます。

●中小企業で働くひとびと

中小企業で働くひとびとは、福利厚生や労働条件の面で大企業に比べ十分でないものがあります。特に、福利厚生面は、従業員の働きがいや生きがいに結びつき、それが中小企業の発展につながる重要な要素となっています。そこで区は、中小企業で働くひとびとに対する福利厚生を中心とした施策を今後とも充実させていきます。

〔施策の方向〕
●中小企業で働くひとびとの福利厚生を充実するため、「福利共済制度」などを充実し推進していきます。

条件整備

身近な区政に

区政を区民のものとし、人口対策・まちづくりを進め、さらに『教育と文化のまち千代田区宣言』の趣旨を生かした区政を推進していくには、様々な条件整備が必要です。その第一は、区民のみなさんの参加と協力です。

また、限られた財源の中で複雑かつ多様化する行政需要に対応した区民サービスの向上と区民福祉の増進を図っていくためには、区の自治権を拡充するとともに、国・都の協力を求めること、さらには、能率的な執行体制の整備を図ることも必要です。

〔施策の方向〕
●「区民会館や地域住民センターの整備」などを図り、区民の自主的な地域活動の場を確保していきます。また、「区民斉場の整備」を行っていきます。
●「情報公開制度を実施」し、開かれた区政の一層の推進を図っていきます。
●「まちづくり懇談会を設置」し、区民自らが身近な問題を話しあい、解決できるような場を整備していきます。
●行財政の自治権拡充をはじめ、「活気と安らぎのある調和のとれたまち」づくりのために、国・都に働きかけるとともに、区内企業にその理解と協力を求めていきます。
●効率的な行財政運営を行い、区民サービスの向上を図るため、事務事業の民間等への委託化を推進していきます。また、「区民施設サービス公社を設置」し、その活用を図っていきます。
●各種の行政事務を効率的に執行し、より区民サービスの向上を図っていくため、「住民情報、財務会計システムのOA化」を推進していきます。

調和のとれたまちをめざして

地域別計画

地域別計画とは・・・

区内の各地域における特性をふまえ、各地域ごとの現状と課題を明らかにし、施策の方向を示したものです。

領域別計画をより身近かに分かりやすく、明確化し、地域の特性に沿った対応を進めるための指針としていくとともに、区民の自主的な区政への参加の基礎資料ともなるものです。

地域は・・・・

地域の分類を行うにあたっては、つぎの要素を中心に総合的に判断し、各地域の類似性等も考慮して分類しました。

1、地域住民の活動組織
2、行政管轄区域及び学区域
3、土地利用形態
4、産業構造形態
5、交通網
6、人口、面積

その結果、つぎの4地域に区分しました。

Ⓐ 番町・富士見地域
Ⓑ 神保町・神田公園地域
Ⓒ 万世橋・和泉橋地域
Ⓓ 大手・丸の内・永田町地域

項目 ＼ 地域名	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	計
人口 総数(人)	26,120	14,900	15,350	930	57,300
人口 密度(人/km²)	4,800	9,700	8,100	400	4,900
人口 老人(人)	2,620	2,440	2,640	30	7,730
人口 高齢化率(%)	10.0	16.4	17.2	3.2	13.5
面積(km²)	5.48	1.53	1.89	2.62	11.52
土地利用形態	住居地域	商業地域	商業地域	商業地域	—

①人口に関するデータは1月1日現在からの概数です。

各地域についての考え方

A 番町・富士見地域

専用独立住宅や集合住宅の占める割合が高く、住宅街としての景観を保っています。

また、マンション、社宅、宿舎や、学校、病院などの公共公益施設が多いところです。

この地域には、全人口の約半数の区民が居住し、老人人口比は低い地域です。また、都市型水害への対応が求められています。

〔施策の方向〕
◆業務系施設の抑制化を図り、住宅地としての土地利用を促進し、ひとが住むまち、住めるまちにしていきます。
◆若年層が多いことから、マンションなどの新住民と旧住民のふれあいのある地域へと育成していきます。
◆雨水等による溢水を防止し、より安全性が確保できる地域にしていきます。

B 神保町・神田公園地域

住・商・工が混在し、住居形態も店舗併用住宅率が高く、商工自営業者が一番多い地域です。地域の産業としては、書店街、印刷、出版関連業や最近ではスポーツ用品店など同一業種が地域的に立地し、特色ある街が形成されています。また、共同ビルが多く、事務所化の波がおしよせてきている地域です。

この地域は、人口減少率が高く、高齢者も多い地域です。

また、居住年数の長いひとが多いのも特徴です。

〔施策の方向〕
◆職と住が調和するよう、職住が近接したまちに整備していきます。
◆定住意識が強い地域でありこれらのひとびとの意識等をふまえ、下町の特性を生かしたまちづくりを行います。
◆特色ある商店街の一層の活性化を図り、地域の特性に沿った中小企業振興対策を行っていきます。
◆神田川の治水対策など安全性が確保できる地域にしていきます。

C 万世橋・和泉橋地域

住宅と商業地が混在した中でビル化が進んでおり、それらに囲まれた中に、店舗併用住宅が建ち並んでいる地域です。

また、他地域に比べ持家一戸建住宅の割合も高いところです。

繊維、金物問屋街や電気街として活気ある商店街が形成されています。

人口は、減少率が高くかつ高齢化率は4地域で最高です。また、定住性に対する意識が一番高い地域です。

秋葉原地域は、大規模跡地や新線乗入れ計画などがあり総合的なまちづくり計画が必要とされています。

〔施策の方向〕
◆事務所系ビルの進出による職住分離傾向の抑制を図るとともに、ひととひとのふれあえる公共施設を核とする地域整備を進めていきます。
◆国鉄貨物線跡地など大規模跡地の開発に対し、周辺地域を含めた整備構想を作っていきます。
◆特色ある地域産業の活性化を図り、きめ細かな中小企業対策を行っていきます。

D 大手・丸の内・永田町地域

国会議事堂をはじめ、官公庁建物が多く、また、民間企業の大規模なビルが林立している地域で、日比谷公園など緑とオープンスペースを含め、おおむね街区単位で街なみが整備されています。

夜間人口は、少く、反面、膨大な昼間人口を抱え、昼の活気と夜の静寂という極端な二面性をもつまちです。

〔施策の方向〕
◆業務地としての効率的利用を図るとともに、ビル改築等については、都市景観に十分配慮し、首都東京の顔としてのまちづくりを行うよう働きかけていきます。
◆民間企業の活力の利用や昼間人口の理解と協力を求め地区計画や再開発手法等を活用していきます。

財政見通し 厳しい財政状況の中で

今回改定した千代田区基本計画の諸施策の具体化を図り、計画事業の実現を図っていくためには、財政面の裏づけがなければなりません。

そこで、厳しい現行財政制度を前提としたうえで、今後の経済情勢や財政状況などを勘案し、改定計画期間内における財政収支の見通しを行い、計画事業費を算出・補正しました。

区の財政状況を公表

昭和59年度下半期 予算の執行状況

千代田区の財政状況は、地方自治法および「東京都千代田区財政事情の作成および公表に関する条例」の規定に基づいて、毎年2回(5月・11月)に公表しています。

今回は、昭和59年度下半期(昭和59年10月1日から昭和60年3月31日まで)の財政運営の状況をお知らせし、あわせて昭和60年度当初予算の概要について説明します。

皆さんの税金がどのように使われているのか、また、区の台所事情はどうなっているのでしょうか。(企画部財政課)

一般会計予算の収支状況

★当初予算

昭和59年度予算は、千代田区実施計画に基づく「活気と安らぎのある調和のとれたまち」の実現をめざし、当初209億6千479万3千円を計上しました。

★補正予算

上半期では、9月に補正を行い予算総額215億5千360万6千円となりましたが、下半期では、新たな行政需要の増加により、3月に33億1千27万4千円を追加計上しました。

この結果、昭和59年度の最終予算総額は、248億6千388万円となりました。

下半期の補正予算の主な内容は、次のとおりです。

- **区民福祉厚生基金の追加** 25億1千994万円
- **職員給与費の追加** 7億4千159万2千円
- **施設管理経費**(光熱水費)**の追加** 3千505万3千円
- **鋸南町給水事業負担金**(保田臨海学園) 300万円

★繰越明許費

昭和59年度予算に計上した経費のうち、その支出が翌年度にわたるため、昭和60年度へ繰越すことにした繰越明許費の限度額を、総額6億4千666万2千円と定めました。

その内訳は次のとおりです。

- **職員住宅建設**(四番町) 1億4千515万7千円
- **橋梁架替**(弁慶橋) 7千100万円
- **受託工事**(道路復旧) 1億9千870万円
- **私道整備助成** 750万円
- **校外施設建設** 4千974万2千円
- **社会教育施設建設** 1億7千456万3千円

★収入・支出の状況

昭和59年度の最終予算現額は、昭和58年度からの繰越明許費を加え、総額251億4千696万5千円となりました。

昭和60年3月末現在の収入・支出の状況は、図1のとおりです。

(図1) 一般会計〔歳入〕　予算現額25,146,965千円　収入済額23,927,753千円(95.2%)

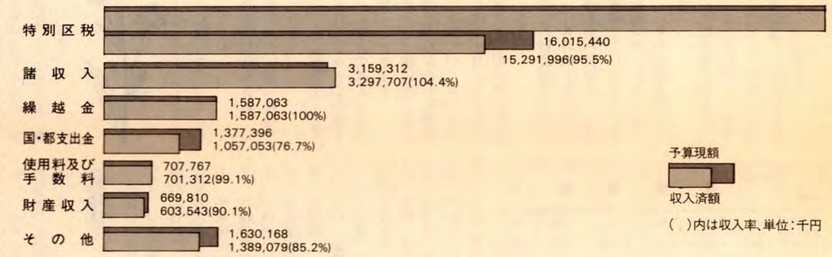

一般会計〔歳出〕　予算現額25,146,965千円　支出済額21,092,309千円(83.9%)

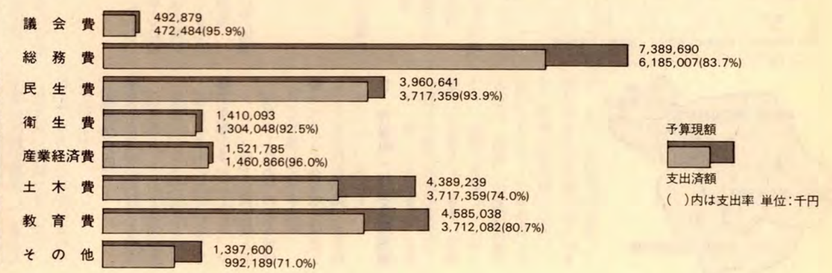

特別区民税の負担と区民サービス

昭和60年3月31日現在の特別区民税現年課税分調定額は、80億6千570万2千329円です。

これを人口5万6千735人、世帯数2万4千266世帯で割ると、一人当たり14万2千164円(前年度比8千264円の増)、一世帯当たり33万2千387円(前年度比1万9千355円の増)となります。

最近の5年間の区民税負担と区民サービスの状況は、図2のとおりです。

(図2) 最近5年間の区民税負担と区民サービス

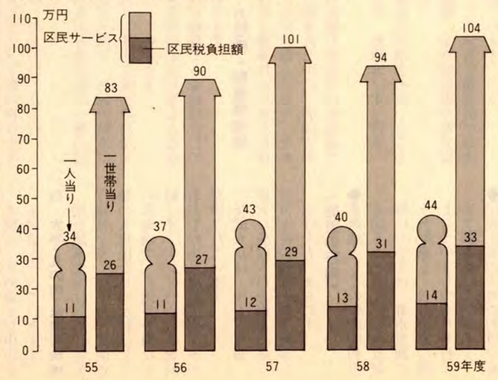

区有財産の現況

区では、いろいろな財産を所有しています。これは、区がいろいろな仕事をして行くのに必要な、区役所庁舎や学校などの建物・土地や株券・基金などです。

このうち基金は、学校、保健所、図書館、住民施設などの建設に必要な経費に充てるために積み立てたものです。

これらの昭和60年度3月末の現在高は、図3のとおりです。

(図3) 区有財産の現況(工作物及び物品は省略)

〔建物〕201.457㎡

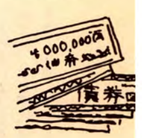

〔土地〕223.527㎡

〔株券・債券等〕3,199万円

基金

区民福祉厚生基金	52億8,056万円
非常災害対策基金	1億8,282万円
用品基金	800万円

みんなで育む明日の千代田

昭和60年度当初予算 一般会計233億3千441万9千円

昭和60年度当初予算は、「みんなで育む明日の千代田」を区政執行のよりどころとし、千代田区実施計画に基づき、区民福祉の維持向上を図る年間総合予算として編成しました。

この結果233億3千441万9千円となり、昭和59年度当初予算に比べ23億6千962万6千円、11・3%の増となっております。

これは、施設建設による投資的経費が増加したことなどによるものです。

当初予算の構成は、左図5のとおりです。

(図5) 当初予算の構成

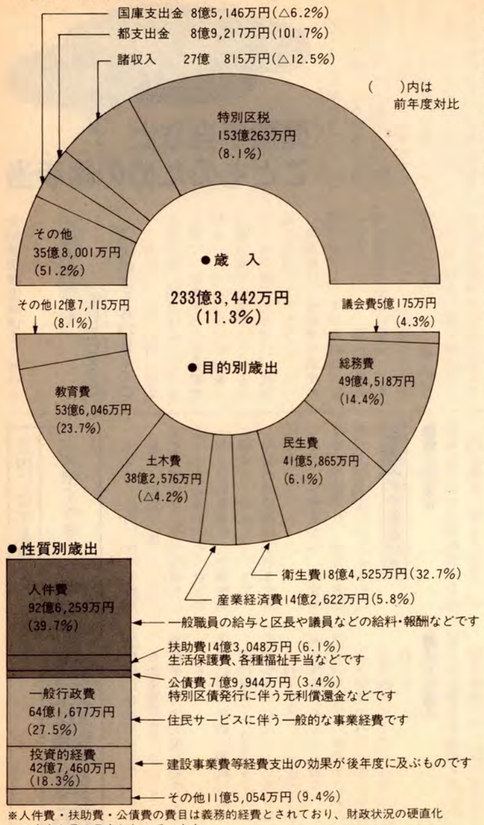

※人件費・扶助費・公債費の費目は義務的経費とされており、財政状況の硬直化の度合を見る目安となっています。

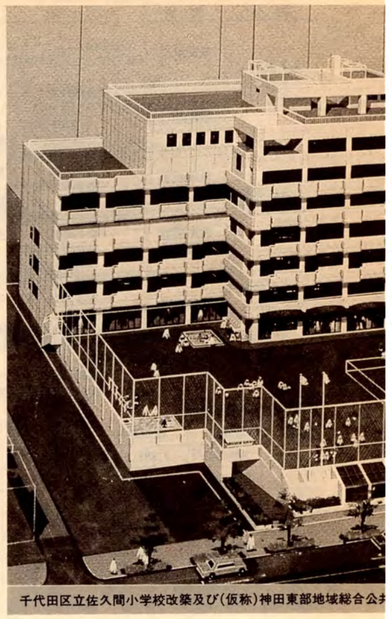

千代田区立佐久間小学校改築及び(仮称)神田東部地域総合公園施設

主な事業(施策領域別)

都市基盤

- 秋葉原地域整備構想の策定 1,959千円
- 街づくりの方針の策定
- 区立施設巡回バス運営 219,131千円

利便

- 道路の改良 7,943千円
- 住宅資金融資あっせん 43,809千円
- 優良再開発建築物整備促進事業 70,528千円
- 裏敷地共同利用促進事業 4,052千円
- 再開発準備組合の助成 1,000千円

住居

快適

- 公園維持工事 50,304千円
- 街路樹、緑地帯整備 9,725千円
- 公害健康被害補償給付 235,484千円
- 環境美化推進 3,440千円

健康

- 公衆浴場確保助成 9,068千円
- 区民健康診査 103,225千円
- 保健所の改築 431,226千円
- 休日診療 34,360千円

安全

- 歩道の設置、拡幅 72,607千円
- 交通安全推進 32,356千円
- 橋梁の整備 262,171千円
- 雨水の流出抑制対策 12,495千円

学校教育

- 佐久間小学校改築工事 736,904千円
- 軽井沢高原施設の整備 470,661千円
- 小中学校等校舎営繕 130,000千円

社会教育

- 図書館分館(室)建設 133,020千円
- 国際青年のつどい 3,000千円
- 郷土資料館(室)建設 95,540千円

社会福祉

- 敬老入浴券 56,134千円
- 児童福祉施設 120,713千円
- 重度心身障害者理髪サービス 1,024千円
- 生業応急資金貸付 52,313千円

中小企業

- 商工融資事業 1,018,335千円
- 勤労者共済制度創設 30,668千円

余暇

- 自然休養村建設 14,786千円
- 区民保養所運営 353,460千円

消費

- 消費生活展 2,908千円
- 青果物、魚貝類、豚肉特売事業 3,825千円

特別会計予算

●国民健康保険事業会計

昭和60年度当初予算は、24億1千323万7千円を計上いたしました。

●老人保健特別会計

昭和60年度当初予算は、28億3千329万3千円を計上しました。

特別会計の収支状況

●国民健康保険事業会計

昭和59年度予算は、当初22億2千634万1千円を計上し、下半期で3月に補正を行い、最終予算総額は22億2千933万6千円となりました。

昭和60年3月末現在の収入支出状況は、次の図4のとおりです。

●老人保健特別会計

昭和59年度予算は、当初25億5千50万5千円を計上し、下半期で3月に補正を行い、最終予算総額は、27億1千691万6千円となりました。

昭和60年3月末現在の収入・支出の状況は、図4のとおりです。

(図4)特別会計

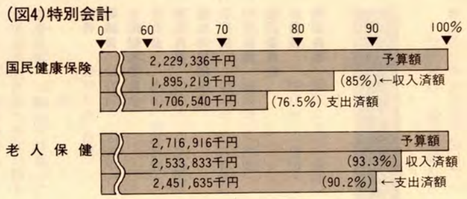

一時借入金の状況

一時借入金は、支払資金に一時的不足が見込まれるとき、その不足をおぎなうために借り入れる資金です。これは、年度内の収入をもって返済します。

借入限度額は予算のなかで毎年定められており、昭和59年度の限度額は5億円ですが、上半期も下半期も借り入れの実績はありませんでした。

千代田区債の現在高

区では、千代田区債を発行し、財政運営の一端をになっています。区が公共施設の建設や土地を購入する場合などは一時に多額の経費がかかるため、単年度の経常的な収入では賄いきれません。そこで千代田区債(地方債)を発行し、必要なお金を調達します。

この区債は、経費の負担について、世代間の公平を図り年度間の財源配分を効率的に行うための機能を有しています。

昭和60年3月末区債の現在高は、43億5千900万5千円で、区民一人当たり7万7千円を借り入れていることになります。

また借入目的別の内訳は表1のとおりです。

表1　区債の現在高

発行目的	昭和59年9月末現在高	昭和59年度下半期 発行額	昭和59年度下半期 償還済額	昭和60年3月末現在高
	千円	千円	千円	千円
総務債(職員住宅)	0	100,000	0	100,000
民生債(保育園・児童館)	698,670	0	40,791	657,879
衛生債(神田保健所)	296,700	0	7,810	288,890
産業経済債(産業会館)	635,962	0	18,110	617,852
土木債(区営住宅、公園等)	1,493,271	0	106,645	1,386,626
教育債(社会教育会館 練成・一橋中学校)	1,361,023	0	53,265	1,307,758
合計	4,485,626	100,000	226,621	4,359,005

お子さんをお持ちのお母さん、お父さんへ

児童手当など こどものための諸手当

児童手当などを受けている方へ

現況届は6月29日までに

児童手当、特例給付（厚生年金保険、船員保険などの加入者で、児童手当の所得限度額をこえているひとが対象）児童育成手当を受けている方は、6月29日(土)までに、現況届を提出してください。

現況届は、受給者の前年の所得状況などを毎年確認するためのものです。届出用紙は、受給者の方全員に郵送してありますので、記入捺印のうえ提出してください。（郵送可）

もし、届出が無い場合は、6月分以降の手当はお渡しできませんのでご注意を。

問合せ 厚生部管理課児童係

区では、児童手当など、こどものためのいろいろな手当を差しあげています。（左表）

これらの手当は、すべて保護者からの申請が必要です。

また、これらの手当には、所得制限があり、申請に必要な書類も異なりますので、資格があると思われる方は、厚生部管理課児童係まで問合せを。

▼こどもたちのための諸手当の種類や対象など

区分	種類	対象	手当額(月額)
3人以上こどもがいるときに	児童手当	18歳未満のこどもを3人以上扶養し、3人目以降のこどもが義務教育終了前のとき	3人目以降 1人につき 5,000円 住民税所得割非課税世帯のみ 7,000円
	特例給付	厚生年金保険等加入のサラリーマンで、児童手当の所得制限を超えているが、ある一定の所得以下で、18歳未満のこどもを3人以上扶養し、3人目以降のこどもが義務教育終了前のとき	3人目以降 1人につき 5,000円
心身に障害のあるこどもに	障害手当	20歳未満の心身障害者で ・愛の手帳1～3度程度のとき ・身体障害者手帳1～2級程度のとき ・脳性まひ進行性筋萎縮症のとき	1人につき 9,500円
	特別児童扶養手当	20歳未満の心身障害者で ・愛の手帳1～3度程度のとき ・身体障害者手帳1～3級程度のとき （一部4級も含む）	1人につき 重度38,400円 中度25,600円
父または母がいないこどもに	育成手当	義務教育終了前の児童で ・父か母が死亡、生死不明または離婚などでいないとき ・父か母が重度の障害者のとき	1人につき 7,500円
父がいないこどもに	児童扶養手当	18歳未満（心身に中度以上の障害があるときは20歳未満）で ・離婚・死亡などで父がいないとき ・父が重度の障害者のとき	1人のとき32,700円 2人のとき37,700円 3人目以降1人増すごとに2,000円加算

▼各手当の所得限度額　　昭和60年6月1日現在

扶養親族等数	児童手当	特例給付	児童育成手当 障害手当	児童扶養手当（本人）	特別児童扶養手当（本人）	児扶・特児（配偶者・扶養義務者）
0人	1,360,000円	2,885,000円	3,583,000円	2,228,000円	2,920,000円	5,813,000円
1	1,660,000	3,185,000	3,891,000	2,518,000	3,220,000	6,062,000
2	1,960,000	3,485,000	4,199,000	2,808,000	3,520,000	6,275,000
3	2,260,000	3,785,000	4,507,000	3,098,000	3,820,000	6,488,000
4	2,560,000	4,085,000	4,815,000	3,388,000	4,120,000	6,701,000
5	2,860,000	4,385,000	5,123,000	3,678,000	4,420,000	6,914,000
※ 1人増すごとに次の額を加算する	30,000	308,000	290,000	300,000	213,000	

（事業所得者の所得＝総収入－必要経費　給与所得者の所得＝支払給与の総額－給与所得控除）

区内に住宅を建てるときなど

ご利用ください

住宅資金融資あっせん

6月15日～29日 受付

区では、区内に住宅を建築（新築・増築）・購入したり、住宅やブロック塀の改修をしようとする場合、その資金の一部を低利な条件で金融機関に融資あっせんしています。

今回の融資枠は1億5千万円です。

なお、今年度から、融資基準額が増額され、融資対象面積の上限も引き上げられました。

申込みができるひと

■個人の場合

①申込者または申込者の1親等の親族（親または子）が区内に引続き1年以上居住していること

②区内に建築用地を持っているか借地権を有していること

③前年度の住民税を完納していること。

④申込時の年齢が20歳以上で、満70歳までに返還できること

⑤融資金の返還および融資金の利子の支払いが確実なこと

⑥担保等の設定が可能なこと

⑦賃貸用住宅の融資申込者は、当該住宅の取得に要する費用の20%以上の自己資金を有すること

■法人の場合

①中小企業基本法第2条に規定する法人で、設立後3年以上同一事業を経営していて、区内に1年以上住所を有していること

②前記個人の場合のうち②③⑤⑥⑦に該当すること

■共同建築の場合

申込者全員が有資格者であること。

対象となる住宅など

- 専用住宅
- 併用住宅
- 賃貸用住宅
- 共同建築する住宅
- 住宅の改修（居室の拡大等）
- ブロック塀などの改修（安全性、耐久性から改修が望ましいと区が判定したもの）

融資の限度額

融資を受ける限度額は、つぎの3つの計算によって算出された額のうち、最も低い額となります。

①融資基準額に区の決めた対象面積を乗じて得た額の80／100

②申込者（共同建築の場合は申込者各人）の前年度所得の3倍の額（法人別途計算します）

③住宅等の種類に応じて定める額

- 自己用住宅＝1千500万円
- 賃貸用住宅＝5千万円
- 住宅の改修・ブロック塀の改修＝20万円～150万円

償還の方法

償還期間は、融資金の全額融資が完了した翌日から起算し、20年以内の元利均等月賦償還

利率および利子補給

■新築・購入・増築、自己用住宅の改修、ブロック塀の改修

・利　率　年7・80%

・本人負担率　年5・80%

■賃貸用住宅の改修

・利　率　年8・58%

・本人負担率　年6・58%

※償還期間の前半期にわたり、区が利子補給（年2%）します。なお、住宅ローンの金利が変更になった場合、利率が変ることがあります。

特例対象者への措置

つぎにあてはまるひとには、その内容により利子補給の割増しや、居住期間の条件の緩和、抽選免除など、特別な配慮がされます。

①区立、区営住宅や都営住宅から出るひと

②公共事業により立退くひとや災害にあったひと

③心身に障害のあるひと（障害のあるひとと同居している場合を含む。）

④60歳以上の親が扶養親族として同居するひと

⑤共同建築するひと

申込方法

■申込みのしおりの配布

6月10日(月)から住宅整備課、区政案内相談コーナー、各出張所の窓口で配布

■申込書の配布と受付期間

申込書は6月10日(月)から、住宅整備課で配布し、6月15日(土)から29日(土)まで受付ます。

■受付場所・問合せ

都市整備部住宅整備課

あき家

区立・区営・都営住宅入居者募集

郵送のみ受付

6月20日～26日受付

区立・区営住宅のあき家、都営住宅のあき家地元割当登録者の募集をします。

申込書の配布　6月18日(火)から各出張所、区政案内相談コーナー、住宅整備課で配布

申込方法　6月20日(木)～6月26日(水)に、申込書に必要書類を添えて左記へ郵送を(受付期間中の消印有効)

申込先・問合先　申込資格、収入基準、使用料などくわしくは住宅整備課へ。

▼昭和60年6月あき家公募＝区立・区営・都営住宅の概要

住宅区分	申込区分	公募戸数	住宅名（所在地）	型式・戸数
区立住宅	小世帯・単身用（2人用）（老人用等）	2	富士見住宅（富士見1－11－10）	1K・2戸
	一般世帯（2～3人用）	6	神保町住宅（神田神保町2－40）	2K・1戸
			猿楽町住宅（猿楽町1－6－9）	2K・5戸
区営住宅	一般世帯	1	四番町住宅（四番町11）	2DK・1戸
都営住宅	一般世帯	1	飯田町アパート（飯田橋2－1－1）	2K・1戸

第二回区議会臨時会が開かれ

正・副議長、監査委員などが決りました

議　長　吉成五郎氏
副議長　仙石晴一氏

昭和60年第2回区議会臨時会が、5月20日に開かれました。

この臨時会では、正・副議長の選挙及び各常任・特別委員会の委員が、それぞれ選任されたほか、区長から提出された、「千代田区監査委員の選任の同意について」と「東京都千代田区税条例の一部を改正する条例を専決処分により制定した件の報告及び承認について」の議案も、原案どおり議決されました。

このほか、議員提出の「千代田区内国有地の処分に関する意見書」が議決されました。

※

議長　吉成五郎(自民)
副議長　仙石晴一(区民ク)
企画総務委員会
委員長　内田　茂(自民)
副委員長　竹内のぶじ(自民)
厚生保健委員会
委員長　鈴木きくじ(自民)
副委員長　藤田和生(共産)
建設委員会
委員長　中村かく(自民)
副委員長　渡辺たかし(公明)
区民文教委員会
委員長　佐藤義明(自民)
副委員長　野口つた子(共産)
特別区制調査特別委員会
委員長　鈴木栄一(共産)
副委員長　水野正雄(自民)
一般消費税対策特別委員会
委員長　天田マサ子(無所属ク)
副委員長　水野浦治郎(自民)
東北新幹線対策特別委員会
委員長　菅沼　清(区民ク)
副委員長　梶山市作(自民)
国鉄用地対策特別委員会
委員長　小林　昇(自民)
副委員長　川島ひろゆき(公明)
人口対策特別委員会
委員長　満処昭一(自民)
副委員長　福地千太郎(自民)
秋葉原地域まちづくり対策特別委員会
委員長　吉野　大(自民)
副委員長　中村つねお(社会)
（以上敬称略）

監査委員に
桜井　きよし氏

議員から選出される監査委員に、桜井きよし氏（自民）を選出したい旨の区長からの提案があり、議会の同意を得、同氏が監査委員に任命されました。

国の〝民間活力導入〟に要望書

千代田区は、国が民間活力導入のため売却を予定している国有地（紀尾井町・旧司法研修所跡地）の処分について、千代田区の考え方を〝要望書〟にまとめ、5月16日、区長名をもって大蔵大臣宛提出しました。

その主たる内容は、売却地は、千代田区の〝人口対策・まちづくり〟の方針にそった開発がなされるべきであり、また、売却に当たっては、周辺の地価上昇に拍車をかけることのないよう十分に配慮されたい、など千代田区の立場を強く主張しています。

健康ガイド

▶麹町保健所
〒102 丸の内3-5-1 ☎212-7814

▶神田保健所
〒101 神田錦町3-10 ☎291-3641

■日本脳炎予防接種（無料）

●麹町保健所分室で実施

とき　6月28日(金)、7月5日(金)、12日(金)、19日(金)、26日(金)の午後1時30分～3時30分

対象　幼稚園、小・中学校で予防接種を受けられなかった4歳以上中学3年生までのひと

申込み　当日直接会場へ。

問合せ　麹町保健所予防課

■女性教室（4日間・予約制）

とき・内容　7月3日(水)「血液検査、オリエンテーション、女性の体と病気」／10日(水)「食品衛生、歯の衛生、歯科検診」／17日(水)「映画、女性と法律、栄養」／24日(水)「貧血・遺伝、家族計画」

時間は午後6時～8時30分

会場　麹町保健所

対象　区内在住・在勤の未婚または新婚の女性で50名

申込み　麹町保健所予防課

■療育相談（予約制）

とき　7月18日(木)午後2時～

会場　麹町保健所

対象　先天性股関節脱臼や斜けいなど、身体に障害があるかそのおそれのある乳幼児

内容　専門医による相談と診察

申込み　麹町保健所予防課

■食品衛生講習会（無料）

とき　6月20日(木)午後2時～4時

会場　千代田区公会堂

対象　食品関係の営業従事者

内容　食中毒の予防について

※受講希望者は直接会場へ。

問合せ　神田保健所

住民検診の実施方法が変ります

昨年まで、春に実施していた「住民検診」は、今年度から、麹町・神田両保健所で行っている〝健康相談〟のなかで実施していくことになりました。

特に、結核健康診断を希望される方や「区民健康診査」（「誕生日健康診査」を含む）を受診できない方は、この〝健康相談〟をご利用ください。

実施会場・日程・問合先

▼麹町保健所で実施
☎212―7814
毎週月曜・金曜日の午前中

▼神田保健所で実施
☎291―3641
毎週月曜・水曜日の午前中

※受付時間は、両保健所とも午前9時から10時30分まで

検査内容
・胸部エックス線撮影・血圧測定・尿検査など（無料）

ビル管理者のための衛生講習会

区では、建築物における衛生的環境の確保と公衆衛生の向上を図るため、区内にある延床面積300平方メートル以上の建築物の衛生管理者などを対象に、衛生講習会を開催します。

各町会・衛生部長、保健衛生協力委員のみなさんの出席をお待ちしています。（無料）

とき　6月18日(火)午後1時30分～4時

会場　千代田区公会堂

講習内容　「建築物における害虫の防除について」

講師　(財)日本環境衛生センター衛生動物課武藤敦彦氏

問合せ　保健衛生部管理課

健康メモ

夏の食中毒〝王様は腸炎ビブリオ〟

魚介類が大好きな私達日本人。夏は、腸炎ビブリオによる食中毒が最も多く発生する時期です。

東京都内における昨年の調査では、腸炎ビブリオによる食中毒は、6月から10月にかけてのみ発生し、件数は41件、患者数は499名に達しています。

この菌は、感染型食中毒で、菌の増殖するスピードが早く、海水など食塩を含む（約3％位）食品では、普通の細菌の倍の早さ（10分位で倍の数）で増殖します。

この菌の弱点を知ることが、予防対策になるわけで、食塩を好むことから、真水に弱く水道水で良く洗うと死滅してしまいます。

また、熱に弱く高温（60℃）で15分位で死滅、低温（5℃）以下で増殖を停止します。

特に注意が必要なのは、2次汚染で、「キュウリモミ」や「浅漬」などで、魚を調理した器具を良く洗わずに調理しての腸炎ビブリオ中毒の多発が目立ちます。

近年、ブドウ球菌による食中毒も多発しますが、この食中毒は毒素型中毒で、「おにぎり」などが原因食で年間を通じて発生します。

昨年、都内で24件、千19名の発生患者があり、ほとんどが、調理人の手指からの汚染が原因となっています。

夏は、寝冷えや飲み物のとりすぎから、胃腸の抵抗力が弱ります。

手を良く洗うこと、食べ物に対する不断の注意が特に必要な季節の到来です。

★手遅れで　泣くより笑顔で　がん検診★

●東京都議会議員選挙投票所一覧表

投票区名	投票所名	区域
1	番町出張所丸の内分室	大手町一丁目(気象庁官舎を除く)、大手町二丁目、丸の内一～三丁目、有楽町一・二丁目、内幸町一・二丁目、日比谷公園、皇居外苑
2	永田町小学校	永田町一・二丁目、平河町一・二丁目、隼町、霞が関一～三丁目
3	麹町小学校	麹町一～四丁目、紀尾井町(1～5番地)、一番町、二番町
4	九段小学校	三番町、四番町、九段南二～四丁目、九段北二～四丁目
5	富士見小学校	飯田橋一～四丁目、富士見一・二丁目、九段北一丁目8～10・12番(8～19号)・15番
6	千代田区役所	千代田、九段南一丁目、九段北一丁目1～7・11・12番(1～7号・20～30号)・13・14番、北の丸公園、大手町一丁目(気象庁官舎)、一ツ橋一丁目
7	西神田小学校	三崎町一～三丁目、西神田一～三丁目、神田神保町二丁目(偶数番地)、神田神保町三丁目
8	錦華小学校	神田駿河台一・二丁目、猿楽町一・二丁目、神田神保町一丁目、神田神保町二丁目(奇数番地)、一ツ橋二丁目
9	小川小学校	神田駿河台三・四丁目、神田小川町一～三丁目、神田錦町一～三丁目
10	淡路小学校	神田須田町一丁目、神田淡路町一・二丁目
11	神田小学校	神田鍛冶町三丁目、神田多町二丁目、神田司町二丁目、神田美土代町、内神田一～三丁目
12	今川中学校	鍛冶町一・二丁目、神田紺屋町、神田富山町、神田北乗物町、神田西福田町、神田美倉町、神田東紺屋町
13	千桜小学校	神田須田町二丁目、神田岩本町、神田東松下町
14	今川小学校	東神田一・二丁目、岩本町一～三丁目
15	※和泉公園内	神田平河町、神田和泉町、神田松永町、神田練塀町、神田花岡町、神田佐久間町一～四丁目、神田佐久間河岸、東神田三丁目、神田相生町
16	芳林小学校	外神田一～六丁目
17	番町小学校	麹町五・六丁目、紀尾井町(6・7番地)、五番町、六番町

※佐久間小学校から変更になる投票所

七夕に願いをこめてこの一票（統一標語から）

7月7日(日)は〝東京都議会議員選挙〟の投票日です

「投票所入場整理券」を郵送します

7月7日(日)に行われる東京都議会議員選挙の「投票所入場整理券」は、7月2日(火)頃までに届くように郵送します。

投票所入場整理券は、投票する日まで大切に保管しておいてください。

不在者投票は6月28日(金)～7月6日(土)に

出張や旅行などで投票日にどうしても投票ができないひとは、不在者投票をすることができます。

不在者投票は、6月28日(金)から7月6日(土)までの毎日、区役所3階の選挙管理委員会で行っています。

時間は午前8時30分から午後5時までです。

不在者投票をするときには、印鑑と投票所入場整理券（届いていないときは印鑑のみ）を持参してください。

公営ポスター掲示板は区内117か所に

東京都議会議員選挙の公営ポスター掲示板は、区内117か所に設置します。

第15投票所は和泉公園内に

現在ある17か所の投票所のうち、第15投票所＝佐久間小学校が和泉公園内に変わりますので、該当投票区のひとはご注意ください。

※これは、佐久間小学校がことしの4月から昭和62年8月の間、改築されるためで、この間一時的に変更するものです。

選挙についての問合せは千代田区選挙管理委員会へ
☎264―0151内線441～443

夏　家族みんなで　海

外房・御宿に 区民海の家

期間　7月20日(土)～8月18日(日)

場所　千葉県・御宿町＝民宿「藤井荘」（無料駐車場完備）

利用できるひと　区内在住の方

利用料金　1人1泊2食付2千600円

宿泊制限　2泊3日以内

申込める人数　申込者1人につき3人以上8人まで

申込方法　予約順位を抽選で。

▼**抽選日**＝6月20日(木)の午前9時～10時に抽選券を配り、午前10時から抽選。

▼**抽選会場**＝千代田区公会堂

▼**利用料金の払込み**＝利用日の10日前までに区民課へ。

▼**あき室の申込み**＝抽選後あき室がある場合は、7月1日(月)から利用日の3日前まで、区民課で受付

問合せ　区民課区民係

内房・安房勝山に 国保海の家

日帰りでも利用できます。

期間　7月20日(土)～8月18日(日)

場所　千葉県・大六海水浴場＝民宿「ヨソベ」（無料駐車場完備）

利用できるひと　千代田区の国民健康保険の加入者

利用料金　1人1泊2食付2千400円

宿泊制限　2泊3日以内

申込める人数　2人以上

申込方法　予約順位を抽選で。

▼**抽選日**＝7月1日(月)の午後1時30分から抽選券を配り、午後2時から抽選。

▼**抽選会場**＝区役所10階会議室

▼**持参するもの**＝保険証と印鑑

一部はハガキでも受付　当日申込みに来られない方のために往復ハガキによる申込みも受付ます。記載例にならって記入し、6・25・26・27日(火)（消印有効）までに、千代田区厚生部国民健康保険課（〒102千代田区九段南1―6―11）へ郵送を。抽選結果はハガキで知らせます。

㊟抽選当日の申込みとハガキによる重複申込みはできません。

◉日帰りでの利用は

あらかじめ国民健康保険課に電話などで連絡のうえ、保険証を海の家の管理人に提示して、ご利用ください。

料金　大人400円、こども200円

問合せ　国民健康保険課

国保海の家申込み

1.利用希望日
(1)第1希望　月　日から　泊
(2)第2希望　月　日から　泊
(3)第3希望　月　日から　泊
2.利用人員　　名
3.保険証記号番号
4.住　　所
5.氏　　名
6.電話番号

訂正　前号で紹介した「区民海の家」の記事のなかで、あき室の申込受付日が7月2日(火)とありましたが、7月1日(月)の誤りでした。

施設だより

児童館

■**一番町児童館**☎230—0866
●**小さな映画会**　6月28日(金)午後2時30分から　「ピコリーノの冒険」ほか

■**四番町児童館**☎234—3084
●**観劇会**　6月22日(土)午後3時から　影絵劇「あるきだした小さな木」ほか

■**神田児童館**☎253—6021
●**第7回神田児童館卓球大会**
6月29日(土)午後2時から
※予選会は6月22日(土)と26日(水)の午後2時から

富士見福祉会館 ☎262—1045

■**福祉講座**（無料）
とき　6月16日(日)午後1時
テーマ　「障害者の就労」
対象　心身障害者と家族

■**演芸会**（無料）
とき　6月16日(日)午後2時
出演　柳家さん枝
対象　心身障害者と家族

老人福祉センター ☎265—3981

■**古典芸能鑑賞会**
—60歳未満の方もどうぞ—
とき　6月24日(月)午後1時30分
内容　〝能における舞〟
宝生流　波吉雅之師のお話と実演

■**七夕素人演芸会**
歌・踊り・手品など個人またはグループでご参加ください。（各組1回5分以内）
とき　7月4日(木)午後1時から
申込み　6月24日(月)、午前10時30分からセンターで受付。

■**リハビリ（機能回復訓練）のご案内**
脳卒中の後遺症や手術後の機能回復に、体力増進のためにもおおいにご利用ください。
相談日には理学療法士が各自にあった運動訓練を助言・指導いたします。
相談日　毎週火・金曜日　午後1時～3時
場所　センター3階　リハビリ室

みんなでスポーツを

■**第15回保田臨海水泳**（千代田区水泳連盟主催）
とき　7月13日(土)～14日(日)
ところ　千代田区立保田臨海学園
対象　区内在住・在勤のひと
募集人員　50名（先着順）
参加費　9千500円
申込み・問合せ　6月20日(木)までに社会体育課か、上田政男さん（麹町6—6松尾商店内☎264—5060）へ。

■**心身障害者のための日曜水泳教室**（無料）
とき　6月9日(日)、23日(日)、30日(日)、7月7日(日)の午前9時から11時まで
ところ　総合体育館プール
対象　心身に障害をもつ15歳以上の区民で、身のまわりのことがひとりでできる、団体行動のとれるひと。
定員　60名
申込み・問合せ　総合体育館☎256—8444

まちの話題'85

神田まつり

神田が熱く爽やかに燃えた。

5月9日から15日まで、爽やかな陽気のもとで行われた〝神田まつり〟期間中、神田は一足早く、〝真夏〟を迎えたような熱気につつまれました。
11日の神幸祭。平将門の神輿を加えた行列が1日区内を練り歩きました。
五月晴れに恵まれた12日、各町会の神輿約80基が、神田神社に威勢よく宮入りし、まつりは、最高潮に！

ごあんない

■**特別区民税・都民税 第一期分 納期限は7月1日です**
昭和60年度の特別区民税・都民税（普通徴収分）の納付書を6月10日に発送します。
特別区民税・都民税の普通徴収分は1年を4期に分け、納期限は第1期が6月、2期が8月、3期が10月、4期が1月のそれぞれ末日となっています。
第1期の納期6月は、末日が日曜日のため、7月1日が納期限となりますので、忘れずに区役所・出張所・またはお近くの金融機関で。

◉**口座振替のご利用を**
税金の支払いには、自動的に納税できる「口座振替」をご利用ください。
手続きは簡単で、しかも納め忘れや出張所などに納めにいく手間も省けます。
手続きは預金のしてある金融機関に、税金の納付書と印鑑を持参して申込みを。

◉**納期前に納めると・・・**
特別区民税・都民税を納期前に納めた方には、報奨金をお渡しします。
これは、前納した月数と、その税額に応じてお支払いするもので、区役所、出張所、銀行・信用金庫で納めたときは、その場でお渡しします。
なお、郵便局で納めたときは、お手数ですが、領収書と印鑑を持って、区役所の税務課までおいでください。
※報奨金には限度額があります。

◉**納税が困難なときは・・・**
病気や災害などで出費がかさみ、納税が困難になったときには、徴収の猶予（納入を納期に関係なく何回かに分けたり、先に延ばすなど）や、税額の減免（一部減額または全部免除）の制度があります。

◉**税金に関する問合せは**
●報奨金は…税務課課税第二係
●徴収猶予は…税務課徴収係
●税の減免は…税務課課税第一係

■**住宅を含む建物の調査を実施します**
千代田区では、住宅として建築した建物が現在、どのように使用されているか実態調査を行ないます。
この調査は区民の皆さんが住みやすいような「まちづくり」を推進するための資料といたします。
調査用紙を7月上旬に郵送しますのでご協力をお願いします。
問合せ　調査について不明な点は、建築課へ。

■**区民会館休館のお知らせ**
神田公園区民会館（区民集会室・老人娯楽室・商工青少年ホール）は、冷暖房機取換工事のため、6月10日(月)から約1か月間閉館いたします。
なお、この間は内神田区民集会室をご利用ください。また出張所業務は、平常通り行います。
問合せ　神田公園出張所☎252—7691

寄付
社会福祉事業資金として
●**金10万6千430円**　千代田区商店街連合会殿
●**金2万円**　靖国通り親交会殿

募集します

■**特別区（東京23区）職員（大卒程度）を募集します**
職種　事務・土木・建築・電気など合計11職種
第1次試験日　7月21日(日)
申込書の配布場所　都内の各区役所、特別区人事委員会事務局
申込み方法・場所・期間
・郵送——6月14日(金)まで（消印有効）に特別区人事委員会事務局まで
・持参—6月17日(月)～19日(水)に都内の各区役所か特別区人事委員会事務局へ。
問合せ　募集人員・受験資格など詳細は、特別区人事委員会事務局任用課（〒102千代田区九段北1—1—4東京区政会館内☎256—0671）へ。

町会だより

●**町会長の異動**
麹町一丁目町会（5・1）
新会長　**石川吉正氏**
麹町1—3☎261—2767
（旧会長　石井藤蔵氏）
東松下町町会（4・27）
新会長　**加賀山輝雄氏**
東松下町29☎254—0648
（旧会長　進藤久明氏）

国民年金

■**来年4月から制度が変ります。**
国会で審議されていた「国民年金法等の改正案」が可決され、国民年金と厚生年金の制度が、昭和61年4月から大幅に改正されます。
この改正は、現在すでに年金を受給しているひとと大正15年4月1日以前に生れたひと以外はすべて関係します。
詳細が決り次第、本紙でお知らせします。
問合せ　国民年金課

保険料などの支払いは便利な〝口座振替〟で
国民年金や国民健康保険の保険料、税金などは、口座振替を利用すると大変便利で、納め忘れもありません。
手続きは簡単で、みなさんの預金口座から自動的に振替えます。
手続きの方法などは、**国民年金課、国民健康保険課、税務課**へお気軽に問合せを。

生活の豆知識

衣類の防虫

害虫は、化学繊維より毛や絹などの天然繊維を好みます。また、しみや汚れを好みますので、衣類は必ず洗たくをしてから収納を。
害虫は綿ぼこりの上によく産卵しますから、収納箱の隅のほこりもきれいに落としてから使うようにします。さらに、衣類の虫害を早いうちに点検する意味で、収納替えして3か月目くらいに虫干しをするといいでしょう。このときに、防虫剤の補充もしましょう。
冷暖房で一年中快適な部屋は、害虫にとっても快適なもの。部屋の隅やベッドの下、ジュータンなどをときどき点検して、害虫の発生を早期に防ぎましょう。
（国民生活センター編「くらしの豆知識・参考」）

のびゆくこどもたち

まちの大人が先生!?
〝みこしのかつぎ方〟教室

神田まつりの季節になると、小学校から「ワッショイ、ワッショイ」の掛け声が聞こえてくる今川小学校。
まつりの開催年に合せて、この学校では毎回、まちの方々を〝先生〟に、みこしのかつぎ方教室を開いています。
こどもたちにも正しいみこしのかつぎ方を、まちの方々が手助けして，5月11日、あすの〝本番〟を前に一緒に練習していました。